

議案第 14 号

大田原市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

大田原市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 3 月 2 日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第13条第4項又は第7項の規定による承認を受けた者（以下「承認地域経済牽引事業者」という。）について、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定により固定資産税を課税免除することに関し必要な事項を定めるものとする。

(課税免除)

第2条 市長は、法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）の同意の日から起算して5年内に、同意された基本計画に定めた法第4条第2項第1号に規定する基本計画の対象となる区域内において、法第24条に規定する承認地域経済牽引事業のための施設のうち、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。）第2条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した承認地域経済牽引事業者について、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（基本計画の同意の日以後に取得したものに限り、かつ、土地についてはその取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における土地に限る。）に対して課する固定資産税の課税を免除することができる。

2 前項の規定により課税を免除する期間は、当該免除の対象となる固定資産を事業の用に供した日以後最初の1月1日を賦課期日とする年度以降3年度とする。

(課税免除の申請)

第3条 前条の規定による課税の免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

(課税免除の取消し)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その固定資産税の課税の免除を取り消すことができる。

- (1) 市税等に滞納があるとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により課税の免除を受けたとき。
- (3) その他市長が免除することが適当でないと認めるとき。

(課税免除の継続)

第5条 市長は、合併、譲渡等の事由により、課税の免除を受けた者に変更が生じた場合において、対象施設において事業が承継されるときは、当該事業を承継する者に対して課税免除を継続することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年度分の固定資産税から適用する。